

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成30年2月27日

時 間：原子力特別委員会終了後

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午後 零時45分

出席議員（14名）

議長	塚野芳美君	1番	渡辺英博君
2番	渡辺正道君	3番	高野匠美君
4番	渡辺高一君	5番	堀本典明君
6番	早川恒久君	7番	遠藤一善君
8番	安藤正純君	9番	宇佐神幸一君
10番	高野泰君	11番	黒澤英男君
12番	高橋実君	13番	渡辺三男君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋浩一君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一人君
会計管理者	三瓶直人君
参事務課長	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	小林元一君
健康福祉課長	植杉昭弘君
住民課長	斎藤一宏君
参事務課長	渡辺弘道君
復興推進課長	黒沢真也君
復旧課長	三瓶清一君

参 教 育 事 務 課 兼 長	石 井 和 弘 君
拠 点 整 備 課 長	竹 原 信 也 君
参 郡 山 事 支 所 兼 長	菅 野 利 行 君
い わ き 支 所 長	三 瓶 雅 弘 君
産 業 振 興 課 兼 課 長	佐 々 木 邦 浩 君
農 林 水 產 係 長 兼 農 業 委 员 會 長	
稅 課 長 務 補 佐 兼 固 定 資 產 係 長	猪 犬 勝 美 君
健 康 福 祉 課 課 長 補 佐 兼 福 祉 係 長	佐 藤 邦 春 君
健 康 福 祉 課 課 長 介 護 保 险 係 長	猪 犬 宏 美 君
教 育 総 務 課 課 長 生 涯 學 習 係 長	三 瓶 秀 文 君
復 旧 課 主任 兼 管 理 係 長	佐 藤 美 津 浩 君

職務のための出席者

議 会 事 務 局 長	志 賀 智 秀
議 会 事 務 局 係 長	大 和 田 豊 一
議 会 事 務 局 係 主 任	藤 田 志 穂

説明のため出席した者

【案件 8 . 平成 29 年度事業の進捗と平成 30 年度事業について】

環 境 省 福 島 地 方 環 境 事 勿 所 長	上 田 健 二 君
環 境 省 福 島 地 方 環 境 事 勿 所 中 間 貯 藏 施 設 等 整 備 事 勿 所 長	坂 路 誠 君
環 境 省 福 島 地 方 環 境 事 勿 所 除 染 対 策 第 一 課 課	須 田 恵 理 子 君

環境省福島地方 環境事務所 除染対策第一課 事業管理専門官	中 川 春 菜 君
環境省福島地方 環境事務所 放射能汚染廃棄物 対策第一課 上席廃棄物対策官	島 田 智 寛 君
環境省福島地方 環境事務所 放射能汚染廃棄物 対策第一課 建物解体廃棄物 処理推進室室長	中 川 正 則 君
環境省福島地方 環境事務所 放射能汚染廃棄物 対策第二課 課長補佐	高 木 恒 輝 君
環境省福島地方 環境事務所 県中県南支所 首席廃棄物対策官	太 田 純 君
環境省環境再生 ・資源循環局 特定廃棄物対策 担当参事官室 参事官補佐	森 田 重 光 君

付議事件

1. 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成30年度の町税等の減免に関する条例について（税務課）
2. 富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について（健康福祉課）
3. 富岡町農業委員会の委員及び富岡町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について（農業委員会）
4. 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について（健康福祉課）
5. 富岡町定住化促進対策 子育て世帯奨励金交付制度について（健康福祉課）
6. 富岡町定住化促進対策 住宅助成金交付制度について（復旧課）
7. 富岡町アーカイブ施設整備事業について（教育総務課）
8. 平成29年度事業の進捗と平成30年度事業について（環境省）
9. その他

開 会 (午後 零時45分)

○議長（塚野芳美君） お疲れさまです。午前に引き続きまして、ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり、環境省職員の皆さん並びに町長、副町長、教育長、そのほか関係各位であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、引き続き全員協議会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。本日の全員協議会の案件は、町側からは3月定例会への提出を予定しております条例の新規制定案件に係る説明として、富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成30年度の町税等の減免に関する条例についてほか2件、条例の一部改正案件に係る説明として、富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についての1件、定例会以外の説明案件として、定住化促進対策事業に係る2件の説明及び富岡町アーカイブ施設整備事業についての計3件であります。また、環境省からの説明案件として、平成29年度事業の進捗と平成30年度事業について説明を受け、今回の全員協議会の案件は計8件の説明を行うものであります。それぞれの案件について、詳しくは担当課長より説明させますが、環境省からの説明案件も含め、本町の復興、再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見をよろしくお願いを申し上げ、挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入りますが、ただいま町長の挨拶の中にもありましたように、案件としては相当数ありますので、質問するほうも答弁するほうも簡潔明瞭にしていただきて議事進行にご協力をいただきたいと思います。

付議事件1、富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成30年度の町税等の減免に関する条例についての説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（小林元一君） それでは、付議事件1の富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成30年度の町税等の減免に関する条例案についてご説明させていただきます。

町税等の減免につきましては、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた町民の避難生活での負担を軽減し、生活再建に寄与すべく震災以降減免条例を制定し、減免を実施しております。平成30年度におきましても現在の帰還状況や事業再開の状況などを勘案し、一部内容を改め、引き続き町税等の減免を今回の3月定例議会に提案するものでございます。

それでは、資料1の1ページをごらんください。第1条につきましては本条例の趣旨を定めており、

第2条においては用語の意義を定義しております。

第3条におきましては、町民税の減免を規定しており、第1項におきまして、東日本大震災により死亡や生活保護の扶助、障がいとなった場合の減免規定でございます。

第2項におきましては、平成29年中の所得金額に応じての減免割合を規定しており、本年度同様、所得に応じての減免課税となっております。ただし、所得額1,000万円を超える方につきましては対象外としております。これにつきましては、町税の減免を行っております減収分については国からの震災復興特別交付税で算定を受け、交付決定を得て補填されておりますが、国との協議の中で震災復興特別交付税については復興特別所得税なども財源にしておりまして、全国では課税最低限の方にも復興特別所得税が課税されている中で、所得1,000万円を超える方に対しまして、その財源を補填するものは対外的に理解を得られないこと。また、平成12年4月に国より災害被害者に対する地方税の減免措置についての通知の中で、所得1,000万円以下である者に対して軽減及び減免をするものと示されております。これらのことによりまして、今回減免の対象外とさせていただいておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

続きまして、2ページをごらんください。第4条、固定資産税の減免規定については、第1号においては避難指示解除された区域の土地及び家屋について、法令に基づき、平成30年度から平成32年度までの3年間は2分の1減額課税となっております。ただ、平成30年度につきましては、その2分の1の減額課税につきましても全額免除とするものです。なお、帰還困難区域につきましては、法令に基づき、全額免除が継続されるものでございます。

第2号の償却資産については、平成30年度は通常課税といたします。ただし、震災及び原発災害等の影響によりまして使用不能等の状況にあるものについては、申請により全額を免除といたします。

次に、第5条、軽自動車税の減免規定につきましては、平成30年度は通常課税といたします。ただし、避難指示区域内に放置され、使用不能等の状況にあるものにつきましては、申請によりまして全額を免除といたします。

次に、第6条、国民健康保険税及び第7条、介護保険料の減免に関しましては、平成30年2月6日付で厚生労働省より免除措置等に対する財政支援の決定通知がなされ、その通知にのっとり、条例の規定を制定しております。

まず、第6条、国民健康保険税の減免規定につきましては、第1項第1号で避難指示解除準備区域居住制限区域及び帰還困難区域の対象の世帯に対する規定であり、平成26年4月1日から平成29年4月1日までに避難指示が解除された区域の世帯は、平成29年中の基準所得額を合算した額が600万円を超えた世帯を除き、全額免除とするものでございます。なお、帰還困難区域の対象になっている世帯の方は、基準所得額に制限なく、全額免除となるものでございます。

第2号の規定は、緊急時避難準備区域の対象となった世帯及び特定避難勧奨地点で避難を行った世帯の方に対する規定であり、平成29年中の基準所得額を合算した額が600万円を超えた世帯を除き、

全額免除とするものでございます。

次に、第2項においては保険税の適用期間を規定するもので、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度分の保険税を適用するものでございます。

次に、3ページをごらんください。第3項においては、資格取得がおくれた場合でも平成23年3月分以降の保険税を減免の対象とするものでございます。

第4項においては、所得の更正等により保険税の変更があった場合にも減免の対象とするものでございます。

次に、第7条、介護保険料の規定は第6条、国民健康保険税の条文を適用しております、保険税を保険料とし、世帯を被保険者とし、基準所得額を合算した額が600万円を個人の合計所得金額が633万円と読みかえるものでございます。

次に、8条につきましてはこの条例の施行に関する委任規定であり、附則といたしまして、施行日を平成30年4月1日にするものでございます。

以上が本条例案の説明となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成30年度の町税等の減免に関する条例についてを終わります。

説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 零時55分)

再 開 (午後 零時56分)

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件2、富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についての説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。

全員協議会資料2をご用意ください。この条例は、平成26年度の介護保険法改正により、居宅介護支援事業者の指定権限を都道府県から市町村に移譲されたことにより、町での条例制定となるものです。

説明につきましては、猪狩介護保険係長からさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 係長、お願ひします。

○健康福祉課介護保険係長（猪狩宏美君） それでは、条例についてご説明いたします。

1ページをごらんください。この条例の第1章の総則では、この条例の趣旨、居宅介護支援事業の基本方針等について第1条から第3条まで定めております。

2ページからの第2章では人員に関する基準について定めており、第4条は居宅介護支援事業所の従業員の員数について、第5条は居宅介護支援事業所の管理者について定めております。

第3章では、運営に関する基準を第6条から第31条で定めております。

5ページ、第15条は居宅介護支援の基本取り扱い方針について1号から27号まで定めており、10ページ、第20条は運営規程として職員の職種、員数及び職務内容、営業時間等を定めております。

11ページ、第25条は秘密保持について、業務で知り得た利用者及び利用者の家族の秘密を保持することを定めています。

12ページ、第31条では記録の整備について、利用者に対する介護支援の提供に関する記録の整備と保存について定めています。国の基準では、記録の保持年数を2年としていますが、町は県の条例に倣い、記録の保存を5年間といたします。

13ページ、第4章では基準該当居宅介護支援に関する基準を定めています。これは、基準該当居宅介護支援という指定居宅介護支援として指定を受けるには条件の一部を満たしていない事業者になりますが、こちらについても指定居宅介護支援の規定を準用することを定めています。

施行期日については、平成30年4月1日からとなります。ただし、第15条第18号の2の規定については、平成30年10月1日からの施行となります。

また、附則の2、管理者については第5条第2項の規定について、平成33年3月31日までの経過措置を設けるものです。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件2、富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてを終わります。

説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時01分)

再 開 (午後 1時02分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件3、富岡町農業委員会の委員及び富岡町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についての説明を農業委員会事務局次長より求めます。

次長。

○産業振興課課長補佐兼農林水産係長兼農業委員会事務局次長（佐々木邦浩君） それでは、付議事件3に入らせていただきたいと思います。本日は、局長はインフルエンザで欠席ということでございますので、次長がかわって説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例につきましてご説明させていただきます。全員協議会資料3をごらんいただきたいと思います。まず、1つ、趣旨でございます。農業委員会等に関する法律の一部改正がございまして、それに伴いまして農業委員の選出方法がこれまでの選挙制、それから選任制から議会の同意を要件とする市町村長の任命制というところに変更され、定数の算出方法も変更されたところでございます。また、農地等の最適化、担い手への農地利用の集積、集約、耕作放棄地の発生防止、解消等を推進するため、新たに農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱することとされたものでございます。このため農業委員会等に関する法律施行令で定める基準に従いまして、農業委員及び推進委員の定数を条例で定めようとするものでございます。

2つでございます。新しく選出する選任のフローを記載させていただいております。まず、農業委員、推進委員どちらも地域の農業者、それから農業団体からの推薦、それから自己の応募という形で農業委員会に応募させていただきまして、それらを町で審査させていただき、農業委員に関しましては議会の同意を得て町長が任命、推進委員に関しましては農業委員会会長が委嘱というような形となります。

3つでございます。農業委員、それから推進委員の役割でございます。こちら表に記載のとおりでございます。農業委員に関しましては、現在と同様、農地の権利の移転、それから許認可の事務の権限を有する業務でございます。新設されます推進委員でございますが、担当地区に入つてもらいまして、地域の話し合いったり、農地の集約、集積、担い手の確保などを現場の中で行っていくというような任務でございます。

右側のページでございます。4つ、定数の考え方でございます。国の指針によりまして、新設する推進委員に関しましては100ヘクタールに1名という基準でございますので、富岡町農地面積1,030ヘクタールでございますので、推進委員を10名とさせていただき、農業委員につきましては現行の半数程度という基準となりますが、近隣市町村との足並みをそろえまして、農業委員を10名とさせていただきたいというところでございます。

下表につきましては、現行の農業委員、一般選挙にて12名、それから推薦にて6名、18名の定数でございましたが、改正案といいたしましては農業委員10名、それから推進委員が10名とさせていただきたいというところでございます。

真ん中の表、概要でございます。こちらは、募集に関する内容を記載させていただいております。農業委員10名、それから推進委員10名。記載ミスでございます。推進委員の農地1,050ヘクタール、大変申しわけございません、1,030ヘクタールの記載ミスでございますので、訂正をお願いしたいと思います。主な業務、先ほど述べましたとおり、農業委員は従前と同様、推進委員は地域に入った農地の集約等。それから、3ぽつ、任期でございます。任期は、どちらも3年間でございまして、農業委員に関しましてはことしの7月8日からということでございます。それから、4ぽつ、身分でございます。こちらは、富岡町の特別職の非常勤職員というところでございます。5ぽつ、報酬でございます。報酬につきましては、現行の報酬と同様とさせていただきたいと考えております。それから、6ぽつ、資格要件でございます。農業委員につきましては、農業に関する見識を有しており、農業委員会の業務を適正に行うもの。それから、推進委員に関しましては担当を割り当てされた地区におきまして、熱意を持って活動できるものというところが資格の要件でございます。それから、あと募集に関する7ぽつ、提出書類でございますが、推薦、それからみずから応募する用紙、2通りございまして、どちらもフォーマットが決まっておりますので、こちらで応募していただくという形になります。それから、8ぽつ、公表でございます。募集の際、提出された書類のうち、個人情報を除くものについては広報、インターネット等で公開することが義務づけられております。それから、9ぽつ、選任方法でございます。こちらは、選考委員会等を設けまして、推薦団体から上がってきた推薦に関しましては地域の取り組み状況、それから候補者の経歴、農業経営の状況、地域の活動等、それから委員として期待できる推薦理由や応募の理由等を加味して選考していきたいと考えているところでございます。

最後に、その他でございますが、本条例で定める定数条例のほか、この農業委員、それから推進委員の選任、選考に関する事項、それから委嘱に関する事項、会議規則に関する事項、各委員の細かい規定等につきましては現在別途規定で定めるものとされておりますので、現在内容について検討を行っていることを申し添えます。

裏面でございます。今回制定させていただく条例につきましての案文を掲載しておりますので、ご一読の上、ご確認いただきたいと思います。第2条、それから第3条に農業委員の定数を10名、第3条に最適化推進委員の定数を10名とする内容でございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件3、富岡町農業委員会の委員及び富岡町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についてを終わります。

説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時08分)

再 開 (午後 1時09分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件4、富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についての説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

全員協議会資料4をご用意ください。この条例改正は、第7期介護保険事業計画により平成30年度から平成32年度の3年間について見直しをした介護保険料の改定を行うものでございます。

説明につきましては、猪狩介護保険係長からさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○健康福祉課介護保険係長（猪狩宏美君） それでは、今回の平成30年度から32年度の介護保険料の改正についてご説明いたします。

現在介護保険運営協議会で平成30年度から32年度の介護保険事業計画の策定について検討を行っているところです。その中で今後使われる介護保険サービス料を見込み、介護保険基準額を7,500円とし、委員の皆様にお示しをし、了承を得たところでございます。現行の6,500円からは、1,000円の増額となります。増額の理由としましては、介護報酬の引き上げ、第1号被保険者の負担率の増加、利用する介護サービス料の増加によるものです。

資料中の表をごらんください。段階別の介護保険料についてご説明いたします。富岡町の介護保険料は1段階から9段階まであり、その段階については本人の属する世帯が住民税課税か非課税世帯か、また本人が住民税課税か非課税かで決まります。第5段階が基準となる段階となっておりまして、月額が7,500円、年額が掛ける12カ月で9万円となります。ほかの段階については、1段階から9段階までそれぞれ基準額に対する割合で介護保険料が決まり、例えば1段階ですと基準額に対する割合が0.5となり、月額が3,750円、年額が4万5,000円となります。

3ページの新旧対照表をごらんください。表中、現行、平成27年度から平成29年度までとなっているものを平成30年度から32年度までと改めます。

また、4ページにつきましては第1段階から第9段階までの介護保険料年額を改め、条例改正するものです。

説明は以上となります、よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件4、富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についてを終わります。

次に、付議事件5、富岡町定住化促進対策 子育て世帯奨励金交付制度についての説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、富岡町定住化促進対策 子育て世帯奨励金交付制度についてご説明いたします。

全員協議会資料の5をごらんください。この制度は、富岡町内における子育て世帯の定着を促進するために平成30年度から新たな取り組みとして、先日の両委員会においてご説明をさせていただいたところでございます。今回は、議員の皆様方のご意見をいただきながら見直しを図ったものも含めてご説明をさせていただきたいと思います。

説明に当たりましては、佐藤課長補佐からさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐。

○健康福祉課課長補佐兼福祉係長（佐藤邦春君） それでは、資料をごらんください。この制度につきましては、先ほど課長も申し上げましたが、両委員会でご説明してございます。その中で意見をいただいた部分について再度協議し、修正いたしましたので、その部分を中心に説明させていただきます。

目的につきましては、ごらんのとおりとなっております。

2番の交付条件、こちらにつきましてはいずれにも該当するものということで、平成29年4月1日以降、町内を生活の拠点として居住する世帯、住民登録が富岡町の居住地にある世帯、中学校3年生までの子供を扶養している世帯、中学校3年生までの子供が3年以上継続して居住する世帯、税金等の滞納がない世帯、制度施行後にこの制度に基づく奨励金を受けたことがないことなどが交付条件となっております。

続いて、3の交付額です。委員会の説明では、住民登録のない移住していく新たな子育て世帯に対して奨励金を交付し、既に住民登録のある子育て世帯については富岡町早期帰還移転補助金で対応していただき、こちらの奨励金では交付しないという説明を申し上げたところでございますが、議員の皆様から既に住民登録のある子育て世帯と、新たに住民となる子育て世帯に対して差を設けるべきではないとのご意見もございました。どちらの世帯も富岡町に住んでいただくという観点から、今回新たな住民登録のある子育て世帯に対しては、前回の説明のとおり30万円の奨励金、既に住民登録のある子育て世帯につきましては、赤字で記載しておりますとおり、30万円から富岡町早期帰還移転補助金を控除した金額を奨励金として交付していきたいと考えております。

子育て奨励金につきましては、前回の説明のとおりでございまして、中学校3年生までの子供1名

につき年間18万円を上期、下期に分けて最長3年間交付していきたいと考えております。

4の奨励金の返還についてでございますが、虚偽の申請や不正な手段で奨励金を受け取った場合は、もちろん返還を求めてまいります。委員会の中でご意見ありました3年に満たないで、例えば高校等に進学して転出した場合、委員会の中では返還を求めるところとして説明していました部分につきましては、この中の正当な理由として申請者等の死亡、災害に伴う被災、高校進学等でどうしても転出しなければならないことなどを想定いたしまして、この部分については返還を求めないと考えております。

5番の制度期間につきましては、10年間を実施していきたいと考えております。

続きまして、資料の右側をごらんください。こちらにつきましては、子育て世帯奨励金交付金のイメージという形になります。3年間町内に居住する子育て世帯に対して移住に要する奨励金、こちら30万円ということで、こちらは1回のみの交付となります。既に住民登録のある子育て世帯につきましては、先ほども申し上げましたとおり、富岡町早期帰還移転補助金の金額を控除していきたいと考えております。今現在県外からの移転ですと、最大15万円が早期帰還移転補助金で支出されると。あと、県内は最大10万円となっております。それに加えて子育て奨励金ということで、子供1人当たり年間18万円、月額に直しますと1万5,000円という形になります。上期、下期に分けて3年間交付していきたいと考えています。

下段になりますけれども、こちらにつきまして具体的な例をお示しいたしました。お子様が2名いると仮定して新たに居住してきた場合、奨励金として30万円、子育て奨励金として18万円掛ける2ということで1年目は66万円、2年目は36万円、3年目も36万円ということで、合計で138万円となります。既に住民登録のある子育て世帯の場合だと、例えば県外からの移転で早期移転補助金が15万円いただける場合は、移住奨励金としては30万円から15万円を控除した15万円と子育て奨励金の18万円掛ける2ということで1年目が51万円、2年目が36万円、3年目が36万円ということで合計は123万円。15万円の早期移転補助金をいただいているということで、トータルするとどちらの子育て世帯も同額の金額を受け取れるような形になるものでございます。

交付金の説明につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件5、富岡町定住化促進対策 子育て世帯奨励金交付制度についてを終わります。

説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時20分)

再開 (午後 1時21分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件6、富岡町定住化促進対策 住宅助成金交付制度についての説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、富岡町定住化促進対策 住宅助成金交付制度についてご説明申し上げます。

先般両委員会でのご説明をいたしましたが、多数ご意見をいただき、助成対象を広げるなど見直しを図っておりますので、改めましてご説明を申し上げます。また、助成対象範囲を広げたことによりまして、要綱の作成、精査に時間を要しますことにつきましてはご理解をお願いいたします。

要綱の説明につきましては、佐藤係長より説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○復旧課主任兼管理係長（佐藤美津浩君） それでは、定住化促進につきまして先般いただいたご意見に対しての回答というところで修正したところについてご説明いたします。

まず、意見としまして、中古住宅の取得及び自宅のリフォームの経費についても対象にするべきということと、建て売り住宅についても対象にするべきというご意見をいただき、資料のところの助成対象事業にあります「助成対象者が居住することを目的に住宅を取得（新築・建売・中古）又はリフォームするための経費であること」と修正してございます。

続きまして、世帯構成員の交付回数につきまして1度ということになってございますが、申請者が世帯構成員全てとなると他の子供ですとか、そういった家族が分離した場合に対象にならないというところにつきまして、こちらにつきましてはその下になります助成金の交付回数につきましては申請者に対して1回限りとすると修正してございます。

続きまして、適正な制度としなくてはならないとのご意見をいただきました。この適正な制度として進めていかなければならぬというところにつきましては、事業の内容について事前相談もしくは申請のときに窓口にて十分聞き取りをして確認をしていくことと細かな説明をしていくということで対応をしてまいりたいと思ってございます。

説明については以上になります。ご審議方よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件6、富岡町定住化促進対策 住宅助成金交付制度についてを終わります。

説明者入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時24分)

再 開 (午後 1時25分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件7、富岡町アーカイブ施設整備事業についての説明を教育総務課長より求めます。
教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（石井和弘君） それでは、富岡町アーカイブ施設整備事業についてご説明をさせていただきたいと思います。

町は、二次復興計画に基づきまして、アーカイブ施設の整備方針を立てまして、町民の皆様によります検討会議を行いまして、基本構想を定めさせていただきました。これにつきましては、昨年の12月の全員協議会でご説明をさせていただいたところでございます。現在基本設計に取り組んでおりまして、それらの途中経過につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

説明につきましては、三瓶係長よりご説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○教育総務課生涯学習係長（三瓶秀文君） それでは、全員協議会資料7-1をごらんください。まず、左側、事業の概要になってございます。事業の概要としましては、記載のとおり、昨年の12月にご説明をさせていただきましたアーカイブ施設基本構想の内容のとおりのものとなってございます。

必要性につきましても風化の防止、防災教育、心の復興、交流促進・生涯学習ということで、4つの役割を持ったものを必要性として事業を行ってまいりたいと思っております。

ここで、先ほど課長からご説明のありました現在基本設計を発注しておりますが、基本設計の段階の中で用地の選定がまとまってまいりましたので、町の方針としてご説明をさせていただきたいと思います。まず、候補地の案としまして、富岡町大字本岡字王塚地内ということで、資料の赤い枠のところ、アーカイブ施設の候補地ということで載せさせていただいております。JAEAの北側の用地になってございます。所有状況ということで、農地1万1,500平米。選定の理由としまして、基本設計の中で用地を広く面積要件にとらわれずに選定してまいりましたが、これまで町民会議、あわせて有識者の会議を設置して議論を重ねてきた中で必要となった面積を条件の中から選定し、こちら基本設計の中で文化交流センター等の役割、機能の連携ということで近隣に整備するということでしておりましたので、こちらの王塚、大原地区ということで最終的に町の方針とさせていただいたものでございます。あわせて廃炉国際共同研究センターや国際共同研究棟との連携も図れると。現在につきましては、ふたば医療センターも南側にできておりますので、そちらとの視察の連携等も考えられるということになってございます。

4番、施設の概要につきましては、①、展示室、②、学習交流スペース、③、整理作業室、④、収

蔵庫、⑤としまして事務室やトイレなどということで、右上のようなイメージ、これは富岡町再生・発展の先駆けアクションプランの中で示されたイメージになっております。建築面積につきましては、2,500から3,000平米以内を想定してございます。

これまでの経過につきまして、資料右側、中段に載せさせていただいているとおりになります。1番から6番まで現在の経過ということで載せさせていただいております。

事業の概要につきましても富岡町「人と町とのつながりアクションプラン」に掲載されているものを右下に再掲させていただきました。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） このアーカイブ施設に関しては、いろいろ執行部も案を練ってきたのかなと思います。十分理解はしております。どうしても今後富岡町が進んでいくのには必要な施設なのかなと思っています。ただ、確かに学びの森など、いろんな状況を考えると、この場所が一番いい場所なのかなとは理解しています。ただ、富岡町の今までの状況を見ますと、農地が太陽光でかなり潰れてしまっている。あとは、今度は産業団地の造成等でかなりの農地が潰れてきている中で、行政であるがゆえに農地の転用をかけてそういう施設つくれると。では、片や民間はどうなのだと、民間に関してはかなり制約されているような状況が生まれています。そういう中で今後行政でやることに関しては全て農地の部分も転用をかけて進めるのかどうか、その辺の1点お聞きします。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今ほどの議員のご指摘の件ですが、実際に町としてもこれ以上の農地の転用はないだろうと考えています。と申しますのは、大方の大きな建物、これらについて今回で終わりということではないのですが、町の所有している土地がこれからあいてくる場面が相当ありますから、これらのものが再利用されるとも考えておりまして、今後大きな町営住宅の跡地等々も解体の進捗とあわせながら見定めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） そういう町の所有している土地があいてくるという考え方のもとに立てば、当然そういう場所に公共の施設をつくってもらうことがその地域の発展につながるのかなと思って非常に私もいいことだと思いますが、ただ町が町の施設をつくるために農地を潰すと。今回の場合なんか全くこの場所を選定したのは、私は当たりだと思っています。ただ、今までの例を言いますと、民間の進出を農転がきかなくて断念したケースなんかもありますし、そういう土地の持ち主がやっぱり町に不快感を持っているのです。何で我々がやろうとしたのは町が本気になって協力してくれないで、町がやることは全てありなのかと、そういう部分を我々指摘されると非常につらい立場になりますので、そういう経緯をきちっと説明できるようにしていただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 全体的な方針ということになりますが、1つ農地転用、農振除外から始まり、農地転用ということにつきましては、現在特法を用いて復興に寄与する事業につき手続の特例が受けられるというところでございます。官民間わず復興に資する事業であることがまずは第一条件となってまいりますので、町といたしましては、さまざま先ほど町長も申し上げましたとおり、町有地の活用を見込みながら、そして民間の方々にはどうしてもそこの農地でなければならない。それから、その事業が復興に資するものであるというようなしっかりしたご説明を我々も受けながら考えてまいりたい。それから、農業委員会、土地改良区、農業関係団体の皆様のご意見も踏まえて相対的に考えていくというようなことになろうかと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 説明の趣旨は理解します。ただ、官民間わず復興に寄与するものと誰が判断するかが一番難しいのかなと思うのです。今の富岡町の現状を見ますと、どういう業種であってもやっぱり進出してくれる企業は、富岡町の復興にはかなり寄与するのかなと私は思うのです。それを誰が判断するかが一番難しい問題なのかなと思うのですが、それは誰が判断するのですか。農業委員会であり、町執行部であり、我々議会も少しは含むのかどうかわからないのですけれども、その辺がぼやけている答えになってしまって、民間の人はなかなかわかりづらいと思います。その辺は、どのような説明していくのですか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 農用地の活用についての基本的なお話になりますが、まず農用地は農業に資るべき土地というのが基本だと思います。それを農振除外しながら、それから転用しながら活用していくということについては、それぞれの事業がどうしてもその場所でなければならないという必然性が必要になってくると思います。その必然性を誰が判断するのかというのは、町であり、それから農業団体のご意見であったり、もっと言うと福島県の農地、農政担当であったり、それから国、東北農政局のご意見だったりというところになろうかと思います。それぞれを相対的に見ながら判断していくということが今のご質問のお答えになろうかと思います。

1つ、くどくなりますが、どうしてもそこでなければならないという理由がやっぱり必要になってくるというのが1つと、今さまざまな事業進出いただければ、当然議員おっしゃるように、我々の今の状況だと、その進出することによって復興に資するということにはなりますが、もう一つその事業が農地を活用してやらなければならぬという必然性はどうしても進出する方々にお示しをいただくということは必要になると思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかござりますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件7、富岡町アーカイブ施設整備事業についてを終わります。

説明者入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時36分)

再 開 (午後 1時40分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件8、平成29年度事業の進捗と平成30年度事業についてに入りますが、説明のために環境省職員の皆様が出席されておりますので、代表いたしまして、上田福島地方環境事務所次長よりご挨拶をいただきたいと思います。

上田さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（上田健二君） 環境省福島地方環境事務所、上田でございます。いつも大変お世話になっております。平素より環境省の各種事業にご理解、ご協力を賜り、まことにありがとうございます。また、本日は環境省の事業のうち4つ、中間貯蔵事業、それから特定廃棄物の埋立処分事業、それから除染、解体という4つの各種事業につきまして、進捗状況につきご報告させていただく機会をいただきまして、まことにありがとうございます。特にいわゆる旧エコテック処分場につきましては、昨年11月の廃棄物搬入開始の後、搬入量が順調に伸びております。現在までに7,000袋を超えております。廃棄物の容器の耐水等の事案が、後ほどまたご説明いたしますけれども、そういう事案が発生をしておりますけれども、環境中の漏えいといったような大きな事故はございません。改めてご理解、ご協力に感謝申し上げます。

また、個別のご説明に入る前に、議題にはございませんが、1点この場をおかりいたしまして、ご報告させていただきたい事項がございます。以前ご要望いただきました富岡に支所をというご要望の件でございます。済みません、資料はございませんが、けさのNHKのニュースで流れましたので、ご存じの方もいらっしゃるかもしれません、あれ流れたのは私どもなぜか流れたということなのですけれども、私どもとしては本日この場で初めてオープンにさせていただくことでございます。当福島地方環境事務所の業務が浜通り側にどんどん集中をしておりすることから、当事務所全体といたしまして、支所を浜通り側に移していくという全体方針でございます。その中でこのたび郡山市にございます県中県南支所の富岡分室という形で、富岡に事務所を設置させていただくという方向になったということでございます。発足時期といたしましては、本年秋めどを検討してございます。今後とも富岡町の復興と町民の皆様の帰還を後押しさせていただくため、各種事業を引き続き丁寧に、確実に実施してまいります。本日もよろしくご指導いただきたいと存じます。

○議長（塚野芳美君） ありがとうございました。

それでは、付議事件8、平成29年度事業の進捗と平成30年度事業についてであります。初めに中間貯蔵施設事業と特定廃棄物等の埋立処分事業についての説明を求めます。

坂路さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵施設等整備事務所輸送課課長（坂路 誠君） それでは、資料を説明させていただきます。

全員協議会資料8－1をごらんいただければと思います。1ページ開いていただき、中間貯蔵施設事業の状況等についてご説明をさせていただきます。中間貯蔵施設への輸送の状況については、昨年度の平成28年度末までに23万m³を全県的に輸送が済んでおります。それで、今年度の平成29年度は50m³程度を輸送する予定として今取り組んでおります。輸送につきましては、安全かつ確実な輸送ということで実施しております。現在のところ29年度の輸送実績につきましては、2月24日の時点での数字を書いておりますが、47万8,114、目標の50万まで2万弱となっております。昨日時点では47万9,000ということでございますので、近々50万の目標達成するというようなことでございます。あと、そのうち富岡町内からの輸送につきましては、平成29年度の予定が3万m³ということでございますが、現在時点で2万9,946m³を運んでおりまして、もうすぐ輸送が終了に向かっているというような状況でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。これは、平成30年度の中間貯蔵施設事業の方針ということで、昨年の11月に策定されたものでございますが、この中で来年度の輸送量につきましては、当面5年間の見通しの中で最大値を見ておりました180万m³程度とするということが決められております。あと、これまで翌年度についての数値というのは盛り込んでおりませんでしたが、用地買収等を努めて、できる限り当面5年間の見通しの最大値の400万m³を目指すというようなことも書き込んでおりまして、安全を第一に皆様の理解も得ながら取り組んでいくということでございます。

あと、用地の状況につきましては、30年度末に当面5年間の見通しで見込んでおりました最大値の940ヘクタールを目指して用地取得に全力で取り組むということです。後ほど現在の状況をご説明しますが、1月末時点で801ヘクタールということでございまして、用地買収も着々と進んでいるというようなことでございます。

次に、施設の状況でございますが、輸送の前提となります中間貯蔵施設の状況につきましては受け入れ、分別施設なり、土壌貯蔵施設という安定的に保管をする施設の稼働が始まっております。また引き続き各種の整備も行っているというようなことでございます。

次の丸でございますが、廃棄物関連施設ということで大熊町に仮設焼却施設を建てまして、昨年の12月7日に火入れ式を行って稼働が始まっていると。あと、双葉町の仮設焼却施設及び灰を固化する処理施設について、稼働に向けて整備を行っているというようなことでございます。

次のページでございますが、輸送についてでございます。先ほど県全体での輸送量は50万m³から

3.6倍の180万m³を30年度は行うというような計画をお示ししましたが、その輸送に当たっては、下に書いてございますように、学校等に保管されている除染土壌等を優先すると。中通りとか、そういうもの。あと、立地町である大熊町、双葉町等への配慮ということで、この等の中にインターチェンジからの輸送をさせていただいている富岡町への配慮も含まれております。あと、今年度からの輸送でございますが、避難指示の解除に伴い、住民の帰還を進めていく地域については特別の配慮が必要であろうということで、昨年1年間各市町村とも議論しながら、そういう12市町村について特別な配慮ということで1万m³ずつの追加をしております。富岡町もこの対象となっております。あと、全体としましては一般的に決めていく輸送量の中で発生量比率というものを、昨年であると全体の4割ということでございましたが、それを6割ということで、富岡町のように保管土壌が多いところが取り残されることがないようにそういう配慮をしております。そういう結果、後ほど示しますように16万1,000ということで、県下で来年の輸送量は最大の輸送量が富岡町になるというような状況でございます。

下の丸は、身近な場所なり、市町村とも相談しながら幹線道路沿いなり、そういうものを市町村と連携して着実にやっていくということです。あと、大熊、双葉内の工事用道路とか、そういうもの。あと、今年度も数量がふえていきますので、一度年度末に終わってしまうと次の工事を立てたりするのに間があいて輸送量が落ちたりしますので、前倒しとか、例えば30年度のものを早く運べるときは29年度の最後から工事をしていくとか、あと29年度のものを繰り越しという形でそういうことを視野に入れて、切れ目がない輸送をして効率的に輸送していきたいと考えております。

最後の箱でございますが、減容・再生利用ということで、最終処分場の低減に資する除染土壌等の減容、再生利用の実証事業等の実施ということを行っております。

次のページおめくりいただきて、1—4でございますが、富岡町に関する平成30年度の除去土壌等に関する輸送車両の運行ということでございます。輸送概要は、これまでご説明してきているところでございますが、私どもが責任を持ってやらせていただくということでございます。

搬出元と搬出先については、搬出先は大熊町内の仮置き場ということでございます。それで、搬出元でございますが、そこには赤坂1仮置き場及びということで書いてございますが、下の図のところにそれれことし計画しているところが書いてございまして、この選定に当たりましては昨年度仮置き場に近接する避難指示解除のエリアの配慮が必要だとか、あと今年度以降、除染工事が行われますので、それで発生する廃棄物を受け渡すスペースの確保とか、あと建物解体工事等で発生する廃棄物を保管するスペースの確保と、そういうことを加味しながら町ご当局と相談しながら決めてきたところでございまして、赤坂1、松ノ前、深谷国有林仮置き場、深谷2、深谷3からの富岡町内の輸送は考えております。それ以外に先ほど富岡町の輸送について特別な配慮をしているという観点で富岡インターを使わせていただいておりますので、そういうことでそこから通過してくるものが45万m³程度あるということでございます。このインターに関しては、今大熊のインターと双葉のインター

について整備をしているところでございまして、大熊のインターについては30年度末には完成を目指してネクスコが整備を進めていると聞いております。

輸送期間は、平成30年度4月から1年程度ということになっておりますが、先ほど申しましたように、場合によってはなるべく早く運んでいくということで、30年4月を待たずに3月からの輸送をする場合もあるということでご了解いただければと思います。

あと、右側に1日の基本サイクルなり、輸送車両の表示等、安全を第一に進めていますが、そのような資料が載っております。

下の図は、先ほど申しました輸送路ということで、富岡町は帰還困難区域の中に仮置き場を基本的につくっていただきしておりますので、昨年整備していた浜街道を使いまして、住民に影響がないよう輸送をしていくというようなことでございます。

次のページでございますが、浜街道を右側に施工前と施工後ということでございますが、このような状況であったものを昨年ご協力を得て整備をさせていただいて、あと住民の方にも連絡をして枝刈り等もさせていただいております。ことしも安全に搬入については北側に上がる一方通行で輸送を行っていきたいと思っております。

次に、1—7の8ページでございますが、先ほどちょっとお話ししましたが、中間貯蔵施設用地の状況についてということでございますが、1月末時点で801ヘクタールということでございます。29年度末の計画が830でございましたが、多分大体29年度は一月に30から40ヘクタール用地買収が進んでいますので、2月末には多分830の目標は達成するということでございまして、次の30年度の目標940に向けて取り組んでいくというようなことでございます。

その下には各月の用地取得の状況について整理しております。

1—9からは、もう既にご案内のことかと思いますが、当面5年間の見通しについて参考のために算用でございますが、つけております。またごらんいただければということでよろしくお願ひします。

以上、中間貯蔵施設の輸送についてご説明申し上げました。

○議長（塙野芳美君）　高木さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第二課課長補佐（高木恒輝君）　それでは引き続きまして、私、高木から特定廃棄物埋立処分事業の状況等について説明させていただきます。

右方の番号として、2—1になります。輸送・埋立の実績についてでございます。先ほど上田から話しさせていただきましたとおり、11月17日から搬入を開始させていただきました。また、1月からは高速道路を利用した輸送も開始しております。これまでの輸送、埋め立ての実績としましては以下のとおりということで、廃棄物として7,000袋を超えた量を今まで埋め立てているところでございます。

平成30年度の予定につきましては、これは昨年の段階で平成30年度末までに全体で7万5,000袋、富岡町内から1万5,000袋程度を搬出するということでお示ししておりました。本年度末までに富岡

町内からは3,500袋程度を搬出する見込みであります、残り1万1,500袋程度を30年度に搬出を予定しております。平成30年4月をめどに深谷国有林内の詰めかえ施設のまづ灰保管庫を設置する予定。また、夏ごろから詰めかえ施設も稼働する見込みでありますので、こういったものを踏まえて順次搬出ペースを上げていきたいと考えております。

おめくりいただきまして、2-2につきましては参考としまして、昨年全員協議会でお示しさしあげた資料を再び載せております。上の搬出の考え方についてというところで、まず総搬入可能量7万5,000袋程度ということで全体量をお示しさせていただきまして、真ん中の帶の富岡町内の搬出箇所及び搬出の計画のところで、富岡町内からは平成30年度末までに1万5,000袋程度を搬出する予定ということでお示ししておったところでございます。

また、2-3、下ですが、輸送の方針・ルート等というところで、詰めかえ施設等の整備状況に合わせ、段階的に輸送を行いますということでご説明しておりました。

ルートについては、左に載せてあるとおりですけれども、これについては別途8-1の別紙①ということで、A3の大きな資料も1枚つけております。こちらについては、私ども特定廃棄物の輸送と中間貯蔵の輸送、両方が重なる部分を特に示しておりますので、もしご不明な部分があれば、こちらもご参照いただければと思っております。

もともとの資料の2-3に戻っていただきまして、9月の段階でお示しした方針に沿って進めておるところでございます。

次のページ、2-4をごらんいただければと思います。これまでの輸送、埋め立てにおいて生じた問題及び講じた対策についてというところでございます。1つ目は、詰めかえ場所への輸送中のルートの逸脱というところでございまして、これは昨年末複数の保管場所を1カ所に集約するための輸送中に正規ルートからの逸脱が1件ございました。これについて運用管理室で連絡を受けまして、すぐに復旧ルートを検討し、またパトロール車によりその復旧ルートを確認した後、輸送車両をパトロール車が先導し、正規ルートに復帰させました。正規ルート復帰までに大体40分程度というところで対応した次第でございます。また、この再発防止策として事前のルート確認の徹底、また配車予定の早期確認、ルート上の注意事項を当日書面でしっかり確認するということを実施しております。以後ルート逸脱というのは発生しておりません。

次、滯水した廃棄物の容器の輸送というところでございます。これについては、本年1月でございます。埋め立て処分場に持ていまして、荷おろした廃棄物の容器の内部に滯水が確認されました。右下で少し小さく写真があるように、下側が少し膨らんでいるというものでございます。これについては、確認されてすぐに全輸送を停止いたしました。翌日安全対策を講じた上で、この容器については搬出元に返送いたしました。この原因を究明したところ、搬出元における保管中の雨水対策が不十分であったというところが原因とわかりましたので、再発防止策として特に屋外で保管してある場所を中心に雨水等対策の徹底、また搬出時の滯水の有無の確認の徹底を実施することといたしまし

た。ほかの搬出元についても滯水の有無というのは確認した上で、屋内の保管場所から問題ないことをしっかりと確認できたところから順次搬出を再開したところでございます。

また、その下、2-5につきまして環境モニタリングの結果についてでございます。左側にはモニタリング計測箇所ということで、これはこれまでお示ししている場所、また項目というものでございますけれども、現在のところ右側の調査実績でありますように、例えば敷地境界における空間線量率につきましては、搬入開始の前後によって有意な差は確認されておりません。また、施設の下流域の河川水中の放射能濃度でございますが、これにつきましても調査の結果は全て検出下限値未満ということで、影響は見られておりません。

続きまして、2-6、情報公開・情報発信拠点についてというところでございます。まず、情報発信拠点等の準備状況ということでございまして、これは昨年も申し上げたところですが、平成30年夏、本年夏ごろの開館を目指しまして、現在準備を進めているところでございます。また、さらに開かれた処分場を目指しまして、私どもとして随時処分場に見学者を入れるような体制の整備、展望台ですか、トイレ等の整備を行う計画でございますし、また情報発信拠点においてライブカメラ映像の放映等ができるような体制を整備しているところでございます。また、加えまして地域の方々に親しみを持っていただけるような名称の公募を実施予定で、これは3月に公募をしたいと考えております。町の広報紙にも折り込みをさせていただきたいと思いまして、それについても後でご紹介いたします。また、さらにこの処分事業の情報発信だけではなく、地域の復興に向けた取り組み等の紹介も準備していきたいと考えております。こういった準備の中で運営委員会というものも立ち上げまして、その中には町のいろいろな方々にも入っていただきまして、ご意見をいただきながら進めていきたいと考えております。また、ここの情報発信拠点の中でのスタッフにつきましても、できる限り地元の方に入っていただけるように我々としても努力していきたいと考えております。

また、発信拠点の建屋内構成につきまして、展示室がこの右側の全体の凸型の絵がありますが、右側が展示室、また左側が会議室、イベントスペースとなっておりまして、右側の展示室につきましては動かす、さわる、遊ぶをコンセプトに最新の展示手法も導入しつつ、わかりやすく解説していきたいと考えております。例えば展示手法の例、イメージとしまして、こういったデジタルの技術を使ったようなわかりやすい展示を目指していきたい。また、左側の会議室におきましては、処分施設の安全対策を再現したような科学実験教室ですか、いろいろなイベントを開催する、また地域の方々にスペースを貸し出していくというような形での活用を図っていきたいと考えております。

また、2-7につきましては情報発信拠点の全体図でございますが、この建物を起点としまして、処分場の見学ツアーがあつたり、また発信拠点の裏には緑でハッチングしてあるようなモニタリングフィールドというのも設定しております。そこにおいて来場者が実際にモニタリングをしていただくような体験、またアクセス道路からおりていっていただきますと、埋め立て処分場の放流水が流れ込んでくる河川があるので、そこで一緒に採水していただくななど、来ていただいた方々とのいろいろ

ろなコミュニケーションができるような企画を実施していきたいと考えているところでございます。

最後にご紹介としまして、3月号の町の広報紙に折り込ませていただきますチラシを2枚添付しております。1枚目は、この処分事業に関するお知らせとしまして、搬入を開始させていただいた旨のお話と、また現在までの進捗状況、埋立・搬入の状況ということで載せておりまして、裏面には先ほどご紹介したようなモニタリングについての資料をつけております。

もう一枚が先ほど申し上げました情報発信拠点の名称募集ということで、こちらについてもいろいろなアイデアをいただければと考えておるところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 運搬についてちょっと確認させてください。

以前特定廃棄物の運搬のときに高速道路を通るという確認させてもらったときに、ある程度そのトラックの間隔をあけて高速道路の渋滞など発生しないようにというようなご説明いただいたと思うのですが、最近特定廃棄物なのか中間貯蔵なのかわからないですけれども、高速とか走っていると非常にトラックが連なってきていて、3台、4台連なって一般車が何台か入って、またトラックが何台かみたいな、そういうケースをよく見ますが、多分1台1台管理できるということで、ある程度時間差を持ってスタートしますということで管理されていれば、ああいうことが起きないのかなと思うのですけれども、そのあたりの今の状況とかお考えをちょっとお聞かせいただきたいのと、あと2-6で情報発信拠点にライブカメラ映像を放映とあったのですが、こういった映像を富岡の庁舎内とかでも見ることはできるか、そういうたった考えはあるかを2点お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 坂路さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵施設等整備事務所輸送課課長（坂路 誠君） 1点目の輸送の件でございますが、渋滞はしないようにということでございますが、私ども一番問い合わせ窓口にあるのは、うちの車はいわゆる制限速度で走っているので、遅いということが週何回かあります。それを早く走れとは言えないです。あと管理も基本的にタンデムで輸送されていることが多いので、必ずしも間を絶対あけなさいという形で中間ではなっていないのですが、いずれにしても妙な渋滞はしないようにということで、ことし平均的に全県的な輸送として350台、平均的にはそうです。来年は、数量が180万になりますから、来年は1,200台、そういったときに常磐道がどうなるかというのをシミュレーションしまして、昨年の11月7日に1時間だけ100台、いわゆる1,200台全県で走るときの常磐道で走るもののが1時間に100台ということなので、それが大丈夫かという試験をしていますが、渋滞等は生じていません。ただ、ダンプが走っていますから、人から見たときの体感的なものは、議員ご指摘のように、やはりちょっとあるので、なるべくそういうことがないようにと、あと追い越し車線

では70キロですから、追い越していただくというようなことで安全運行に心がけていくというようなことで工夫しております。

○議長（塚野芳美君）　高木さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第二課課長補佐（高木恒輝君）　ライブカメラの件についてですけれども、現在のところ、この情報発信拠点にぜひ来ていただきて、そこで確認いただきたいと思っていますので、庁舎内の設置というのは検討しておりません。

○議長（塚野芳美君）　5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君）　ありがとうございます。輸送に関しては、もちろん制限速度で走っているというのも理解しているのですが、どうしても追い越し車線の中でそれを抜きたいという車は非常に多いのかなと感じています。そうなると事故の原因というか、要因になってしまうのではないかなどすごく危惧しているのです。なので、ある程度管理できるのであれば、5分置き、10分置きに出していくだければ、そういうことが、かわすのも楽になるだろうし、できれば4車線化に全部していくだければ、そういう心配しなくていいのでしょうかでも、なかなかそう簡単にはいかないと思いますので、ぜひそういう管理をしていただきたいなと思うのと、あといろいろ計画があると思うのですけれども、台数をふやしますよというようなことを言われているのですけれども、あの現状を見ると、今台数をふやしていただくというよりも、例えば夜間とか早朝に走っていただく分にはある程度ふやしていただいても構わないかもしれませんけれども、通常の時間帯に走るのはちょっと無理があるのでないかなという感覚を持っているので、そのあたりはきちんとご検討していただけるかどうか。

あと、ライブカメラは、あそこに来ていただきて、見ていただきというのが一番なのでしょうけれども、庁舎内でも例えば担当課で確認するときにちょっとライブカメラの映像が見えるというのは非常にチェックする意味でもいいと思うので、そのあたり町と相談しながら、ぜひ導入について検討していただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君）　坂路さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵施設等整備事務所輸送課課長（坂路　誠君）　1番目の問題でございますが、抜いた後の合流するところが危ないので、そこはよく見てスピードを抜く車があればそこのところを制御するようにと運転者には注意をしています。

あともう一点について、夜間輸送まではまだ考えていませんが、輸送時間の延長ということを今検討しております。ですから、今だとやっぱり遠いところだと朝早く出て、1便みたいな形で中通りから来るのですが、もうちょっとそこを管理しまして、11時ごろに出てちょっと遅く入るということで平準化するということは議員がおっしゃっているようなことで、まだ夜間輸送までしてというところには、やっぱり夜間だといろんな安全面とかまた検討すべき課題がありますが、そういう検討をしておりますので、極力ご心配のないように取り組んでいきたいと思っております。

○議長（塙野芳美君） 高木さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第二課課長補佐（高木恒輝君） ありがとうございます。ご指摘のライブカメラの件については、町と相談させていただきます。

○議長（塙野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 私がちょっとたまたま目撃したところだと非常に混み合っていて、渋滞とまではいっていないのかもしれないですが、非常に事故の危険性があるなという感じがしたのです。いろいろ間隔とかあけていただきながら、時間調整してやっていただきながら、なるべくだとやはり夜間とか、そういうときにやつていただくのがいいのかなと思うので、台数をふやすというのであれば、そういう時間帯をふやしていただくようなほうに検討していただきたいのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 坂路さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵施設等整備事務所輸送課課長（坂路 誠君） 先ほど申しましたように、時間帯を朝全部出るのではなくて、そういう調整ができるところからまず取り組んでいきまして、またあと台数の増加等を見てどういう対策があるか検討してまいりたいと思います。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 何点かお聞きします。

前に現場視察に行ったときに下流の水路ですか、下から出てくるところで泡立ったものがあったということで後から説明を受けましたが、さほど問題ないような状況だったということなのですが、追って継続的に調査していくと。その後の実態をお教えください。

あと、今のトラックのつながり、先ほどの答弁だと制限速度を守っていますので、制限速度の問題でクレームが何件かあったということなのですが、本来制限速度を守っていれば、そんなにつながらないはずなのです。多分つながるというのは、前の車、制限速度、後ろから来る車、早く走ってくるから、3台、4台、5台、6台とつながってしまうのだ。最大だと富岡から四倉へ行ったり来たりしていますが、つながっているという状況を見ると、10台くらいつながっていますから。間に2台くらいずつ一般車両が入って、10台くらいつながっているのです。そうすると、追い越しの2車線のところでは全く抜けないというような状況が生まれています。だから、その辺を少し調整できるのであれば、きちんと調整しないと。楢葉のサービスエリアとか郡山に行くとき、そっちこっちで見ますが、どうしてもああいうエリアで5台、7台、10台とまっている状況が見えるのです。あれが一緒に出発してしまうと、そのままつながったままもう降り口まで来ているというような状況が私は生まれているのかなと思うのです。その辺の実態をよく確認してください。

あと、今楢葉の最終処分場のところを高速で走って、いつもそこに行くと首がそっち向くのですが堤体の上に作業時のフレコンバッグとか、そういうのがいっぱい上がっているのです。そういう状況

ちょっと余り見ていいような状況ではないのです。あれ下で使っているもの、そこで邪魔になるからといって多分堤体の上に上げておくのだと思うのです。例えばそれが少しでも汚染されているとすれば、そこから雨、風のときに下に流れる危険性というのは多分あるのかなと思うのです。そういう状況でやっているという作業実態わかっていますか。わかっているとすれば、どういう作業内容でそういう状況が生まれているのかちょっと説明をお聞かせいただければ。

○議長（塙野芳美君）　高木さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第二課課長補佐（高木恒輝君）　ご質問ありがとうございます。1つ目につきまして、事前にご確認いただいた際に泡立ち等の問題があったということと、あの後私ども注意して見ておりますが、それ以降問題は確認されておりません。

また、堤体の上のフレコンの件についてですが、私ども汚染された廃棄物を入れたものをそういうところに置くことはしておりません。ですので、堤体の上にあるものは、あくまで資材を詰めたものであります。ただ、今ご指摘を受けまして、実際外から見たときにそういう不安を感じさせるこというようなことがあるというのを承知いたしましたので、そのあたりちょっと現場と相談しまして、何かしら対応を考えていきたいと思います。

○議長（塙野芳美君）　坂路さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵施設等整備事務所輸送課課長（坂路　誠君）　高速道路の件でございますが、楢葉のパーキングから出るときは2台以上連なることがないように間隔を持って出発させております。ただ、差塩と三春もパーキングがございまして、私ども専用の。そこから来たものでつながってしまうことがあるのかなと思いますが、渋滞まではいっていませんが、ただ運転者から見たら、なかなかダンプが走っているというのは圧迫もあるということだと思うので、なるべくそういうことが生じないように考えていきたいと思います。

○議長（塙野芳美君）　13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君）　ありがとうございます。泡立ちの問題に関しては、なおよく見ていただいて、万が一何かあると困りますので、ぜひお願いします。

あと、堤体の上のものに関しては、資材とかどうのこうのというよりも、汚染物質が一切関係ないものであっても、やっぱりああいうところには置くべきでないと思うのです。その辺十分検討してやっていただければありがたいと思います。

あと、輸送の件に関しては、やっぱりあれだけつながってしまうと、高速道路1車線の中で追い越し車線ある程度2キロくらいとて2車線になっているわけですが、そこに行っても全然抜けないです。抜けないということは、やっぱり運転者がいらいらして事故の要因になるということですでのあの辺は運転手さんをきちっと教育してもらって、できるだけつながらないように、三、四台だったら多分大丈夫なのかなと思うのですが、5台以上つながるともう抜けないです。その辺スピードの制限があるので、その制限速度を守って走っているということは非常にありがたいことなのですが

ある反面逆効果になってしましますので、その辺を十分気を配っていただければありがたいと思うのですが、ますます台数がふえればそういう現象まだまだひどくなると思いますので、よろしくお願いたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 坂路さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵施設等整備事務所輸送課課長（坂路 誠君） 今の議員の話も踏まえて運転者に十分注意喚起をするようにいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 議 (午後 2時18分)

再 開 (午後 2時19分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、除染の進捗状況及び建物解体工事の状況等についての説明をお願いいたします。

須田さん。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） 福島事務所の須田です。どうぞよろしくお願いいたします。

全員協議会資料8—2、除染・建物解体工事の状況等についてという資料を貰うください。まず、1ページをおめくりいただきまして、除染の進捗状況についてでございます。3—1ページですが、夜の森地区の先行除染についてでございます。昨年6月から現場の作業に着手をしてございます。現在までの同意取得率は、およそ95%となってございます。同意をいただく際に解体のご意向も確認したところ、解体をしないというご意向があった方が3分の1程度いらっしゃいますので、その方のお宅から除染を先行してございまして、そのおよそ3分の1、33%に当たる宅地の除染が現在のところ終了しているという状況でございます。解体をしますと心に決めている方が残り3分の1いらっしゃいます、その方については建物の解体が済みましたので、今後33%の宅地が終わった後着手をして、現在その除染を進めているところでございます。また、解体のご意向が確認できなかった方というのが3分の1程度いらっしゃったのですけれども、昨年末に向けて再度解体のご意向を確認しましたところ、3分の1の方の4割の方が解体をしますと心に決めましたと、4割の方が解体をしないと心にお決めになったということで伺っております、そういう方のお宅についても今後解体するという方については解体の工程を調整しながら、あるいは解体をしないと心に決めた方については建物、土地についての除染を進めていきたいと考えてございます。

それから、資料3－2に参ります。里山再生モデル事業についてです。こちらについては、モデル地区、グリーンフィールドとその周辺ということになってございまして、グリーンフィールドは昨年9月に完了をしてございます。現在は、グリーンフィールド以外の付近の遊歩道について除染を行ってございまして、表土の剥ぎ取りをおおむね片側5メートルにわたってやっているという状況でございます。私有地もございますけれども、おおむね同意もとれているという状況です。

下に施工の写真等をつけてございます。

それから、資料の3－3に参ります。フォローアップ除染についてです。まず、住民の方への要望への対応ということで、これ環境省で最も重要視して進めているものでございます。これまで関係人の方から409件のご要望をいただきました。できるだけ手戻りがないようにどういったご要望かということを丁寧にお伺いするために現地の立ち会いを行っておりまして、343件について現地の立ち会いが終わってございます。現地で線量などを測定しましたところ、それでもう大丈夫ですということでご納得をいただいたというか、作業が終わったという案件が164件ございました。343件から164件を引いた計179件については、今後フォローアップを実施していくことになりますけれども、そのうち179件全てについてフォローアップの計画がつくり終わりまして、現地立ち会いも終わってございます。この179件については、166件既に着手をしてございまして、163件が工事を終了しているということになります。これまでに実施した除染の結果ですけれども、真ん中あたりに米印でやや小さな字で示してございますが、1メートル当たりでの高さで実施前が時間当たり0.93マイクロシーベルトだったものがフォローアップしたところ1時間当たり0.58マイクロシーベルトにまで下がっているという結果が得られてございます。

3－4ページに参ります。フォローアップ除染②ということで、事後モニタリングの結果などから宅地隣接森林の影響が疑われる案件ということでございます。これは、事後モニタリングの結果とか、あるいは宅地周辺の状況、それからフォローアップの除染、今までどんなことをやったかと、そういうものの状況から宅地の隣接森林の影響が疑われる案件というのを抽出いたしまして、現地調査をまず行ってございます。現地調査の対象となりましたのが、下の表をごらんいただきたいと思いますけれども、541件、現地調査について関係人の方にご了解をいただいたのが506件となります。この506件については、全て現地に入りましたけれども、実際行ってみて調査をしたところ、例えば解体が進んで既に線量が下がっていたということで、現地調査のみで対応が終了したという案件が350件ございました。506件から350件を引きました156件について対策をとっていくことになりますけれども、うち145件についてフォローアップの計画を作成いたしまして、これについては順次関係人の方への説明を進めているところでございます。そのうち38件について既に着手してございまして、33件が工事完了となってございます。今年度も事後モニタリングを実施してございますので、そういった結果をもとに引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

それから、資料3－5ページでございますけれども、公道についての追加対策でございます。これ

までに道路管理者との調整は完了いたしまして、役場の周辺歩道のり面、それから宅地の線量に影響を及ぼしていると思われる公道の箇所については対応が完了してございます。今後国道6号線の植栽の部分について現在着手、除染を行ってございまして、年度内に完了するという予定でございます。

最後3—6ページになりますけれども、避難指示解除済みエリアの宅地に近接する帰還困難区域の除染ということでございます。町内のそういった地区については、深谷地区になりますけれども、昨年3月に着手しまして、8月末に完了してございます。また、大熊町側に帰還困難区域があるというところもございますけれども、こちらについては現在施工を行っているところです。若干降雪の影響などもありましたが、年度内に完了の見込みという形で進めてございます。

除染については以上です。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） 環境省の中川でございます。私から建物解体の状況について、説明をさせていただきます。

では、おめくりいただきまして、右方4—1という資料でございます。昨年12月の全員協議会にてご説明、進捗状況を申し上げましたものからの進捗のご報告でございます。まず、解体申請の総数でございますが、2月の中旬時点ではございますが、解除済み区域、夜の森区域合わせまして、合計で2,583件となってございます。括弧の中の数字は、前回の12月からの増加した部分でございます。

その下の表でございますが、解体の実績、こちらは2月の23日、先週末時点ではございますが、平成29年度の欄をごらんいただければと思います。解除済み区域が791件、夜の森区域が106件となってございます。

次の2つの解体実績の総数でございますが、こちら2月16時点となってございますが、申しわけございませんが、2月の23時点でございます。上の表の小計でございますが、それを1,999件、124件を合計いたしました2,123件が現時点での富岡町における解体の実績でございます。そういたしますと、申請の総数の2,583件から2,123件を引きました数、460件が現時点では未対応ということになってございます。こちらにつきましては、次のページで説明いたします平成30年の解体工事にて対応予定と考えてございます。

3つ目でございますが、解除済み区域におきます解体申請の受け付けの期限、これまでのことしの3月末までで受け付けの窓口を終了すると申し上げてまいりましたが、この件につきまして再度3月に広報をさせていただきたいと思ってございます。これまで議会で、例えばございますが、危険家屋のご指摘もございましたが、こうした受け付け期限3月と広報させていただきました結果、危険家屋の所有者からも、それであれば申請をするというようないい影響も出てございますことを報告させていただきます。しかしながら、来年4月以降のご相談、町民の方からの解体のご希望などにも柔軟に対応をというお声も頂戴しておりますので、しっかりと環境省といたしましては丁寧にそういったお声に対応してまいりたいと思ってございます。

最後、米印でございますが、ここ半年の解体申請の件数の推移でございます。大体40件前後で推移をしてございますが、2月につきましては中旬時点で30件を超えてるという状況でございまして、1月や12月から比べますと、ふえてきているという状況が見てとれますので、こういった傾向が期限前の3月にも続くのではなかろうかと思ってございます。

続きまして、次のページ、右方4—2でございますが、先ほど申し上げました平成30年の解体工事というものでございまして、1ぽつでございますが、既に867件の解体工事の契約を済ませてございます。工期は、約1年間でございまして、本年の12月末までとなってございます。

現時点で、2ぽつでございますが、2月から立ち会いを開始してございまして、これまでも議会からご指摘を頂戴しておりますとおり、切れ目のない解体工事を速やかに実施していくということで、3月の早い時点の着手を目指して立ち会いを今鋭意進めてございます。先ほど申し上げました未対応の申請いただいている皆様から急いでやってほしいですとか、そういったものにつきましてはすぐにでも着手できる準備を整えてございますので、一日でも早い解体工事を進めてまいりたいと考えてございます。

その下の解体支障物でございます。こちらにつきましても進捗のご報告でございますが、庭木、庭石の解体ご希望の方につきまして、環境省側で約1,230件の皆様にご連絡をしてございます。連絡につきましては、全て実施済みでございます。その中から撤去希望の方、約710件につきましては立ち会いを実施してございまして、今年度中には600件から630件ほどの撤去が完了する予定でございます。つきましては、撤去希望の方、おおむね撤去が今年度中に完了する予定でございます。残りの皆様につきましても既に契約済みの工事の中で速やかに対応してまいりたいと思ってございます。

私から最後に、資料にはございませんが、自費撤去の方へのお支払いのご指摘も議会から頂戴してございました件につきまして簡単にご報告申し上げますと、議会からも周知漏れがないようにという話がございまして、12月の時点では15件ほどの方に連絡と申し上げておりましたが、さらに15件ほど対象の方、環境省からの連絡で判明いたしまして、現在総数が30件ほどの町民の皆様と調整してございます。現時点では、8件支払い済みでございまして、プラス7件ほど3月末から4月にかけて、お支払いをさせていただく予定でございまして、合計で15件ほどは間もなく支払い完了済みとさせていただく予定でございます。残りの皆様とは現時点でいろいろと書類の調整をさせていただいてございまして、丁寧にお話をしながら、しっかりとお支払いの期日など速やかに進めてまいりたいと思ってございます。

以上、解体工事関係のご報告をさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 夜の森地区の先行除染と、あとはその次の里山再生モデル事業の除染と、これ除染終わったところで地上1センチと1メートルでどれくらい線量ありますか、それを教えてくだ

さい。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） 夜の森の先行除染と、それから里山について除染でどれぐらい今線量になっているかというご質問ですが、夜の森については除染が完了した各地とまだ除染が完了していない各地少し入りまじっておりますけれども、宅地については1メートルで1時間当たり 1.36マイクロシーベルト ほどあったのですけれども、これが除染後の各地においては 0.59マイクロシーベルト ということになってございます。宅地の1センチでは、 5.11マイクロシーベルト が $1.31\mu\text{Sv}/\text{h}$ ということで下がってきております。こちらについては、地区全体の除染が終わりましたら、またその辺も少し数字が変わってくるかなとは思っております。

それから、里山再生モデル事業、こちらにつきましてはグリーンフィールド全体、それからグリーンフィールド以外の部分で線的に遊歩道の周辺、現在除染を進めております。グリーンフィールドにつきましては、前回の全協のときにご報告を一部したかもしれません、1メートルで $1.42\mu\text{Sv}/\text{h}$ あったものが $0.56\mu\text{Sv}/\text{h}$ ということで低減をしているところでございます。グリーンフィールドと周辺の遊歩道、全体平均しますと、1メートルでは 1.27マイクロシーベルト あったものが 0.82マイクロシーベルト ということになってございます。

里山再生モデル地区と夜の森の現在の除染の状況につきましては以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 夜の森地区の先行除染の1センチ、これまだまだ高いので、もっともっと下げる努力をしてください。

あと、この夜の森地区の先行除染なのだけれども、先ほどの説明では解体しないが3分の1、するが3分の1、連絡がとれないが3分の1、ほぼ同数くらいで、あと連絡がとれなかつた中でも後で連絡とれたらばするが4割、しないが4割で、何となく全体的に解体する、しないが半分半分くらいかなという感じ持ったのですが、先行除染で解体に該当する建物の数がどれだけあるかと、あとは母屋は解体するけれども、物置は残すなんているのはどちらにカウントしているのか、その辺をちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） まず、1点目の夜の森の宅地についてですけれども、1センチがまだ高いというご指摘については、現場の状況等もきちんと確認して対策とれるところはとっていきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） 解体する総数については、ちょっと今手元に数字がないのですけれども、除染で先ほどから申し上げた解体する、しないと申し上げているのは、1つの敷地の中に建物を壊すというものが、複数の建物の中の一つでも壊すと

いうものがあれば建物を壊すとカウントはしております。要は除染と解体の施工の順番をどうするかという意味合いもあって、うちでは管理をしておりますので、そのようなカウントをしております。以上です。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） この除染で、今土地の除染がちょっと集中しているのですが、夜の森も建物を残すという人がいて建物除染をしているということ、それから解除になったところもフォローアップの中で建物そのものはフォローアップ除染はしないというようなことを言われたと言っている人が、解除になったところに住んでいる人でいるのですけれども、建物ってどこが実際に高いところが残っているのかってもうわかっていますよね、建物除染の後の状況で。その辺は、どういうふうに今後というか、現在も含めて考えているのでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） 建物除染につきまして、具体的にフォローアップ除染で建物をというご相談、私が把握している中ではやはり屋根というご相談が多いかなとは思っています。屋根、壁、除染の方法としては基本的に拭き取りや、あるいはブラシで、素材によってはですね、ということになろうかと思うのですけれども、なかなかその点でご相談をいただいたお宅の除染をもう一度拭き取ってもやはり線量ってそれ以上下がらないものですから、そういう意味でこれ以上建物のフォローアップ除染はできないというお話を申し上げたのかなとは思っております。やはり建物に関してこれまでに行った除染以外の何か除染の方法という、さらに線量を下げる方法というものが今我々の手元にないものですから、そういった形で2回同じことは繰り返せませんというお話を差し上げているのではないかなど。ちょっと実際にご相談いただいたお宅がどういった状況だったかということも踏まえなくては正確な回答ができないのですけれども、そういう状況になっております。

○議長（塙野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 当然家1軒1軒で違うとは思うのですけれども、完全にもう建物のフォローアップと言った瞬間にできませんというような形で断られていると思うのですけれども、例えば瓦ぶきの建物だったら瓦の下のほこりを取るだけ、瓦外さなければいけない。その辺がどの辺までがフォローアップというか、瓦と瓦のすき間も外回りなのか中なのかということはあると思うのですけれども、でもその辺が高かったりとか、あとアスファルト系のものだったりとかというと高圧洗浄をかけていないですよね、現実には。そういうことで低くなってきたところをより低くするには次の避難指示、もっと周りのところでやってきた作業が必要になってくるのではないかと思うのですけれどもそこに関してはどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） ちょっと瓦を外してということは除染ではしておりませんが、そのほか建物の除染方法プラスアルファで何かないのかということについては、よくいただいたご意見持ち帰って内部で検討したいと思います。ありがとうございます。

○議長（塙野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） 今議員の冒頭で建物の除染と言った途端にフォローアップできませんというような回答があったということですので、その辺についてはちょっと関係人の方への対応は少し丁寧にということで徹底したいと思います。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件8、平成29年度事業の進捗と平成30年度事業についてを終わります。

ここで、環境省の職員の皆様にはご退席いただきます。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休 議 (午後 2時43分)

再 開 (午後 2時44分)

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

次に、その他に入ります。

執行部から何かございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） 議員から何かその他ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 (午後 2時45分)